

佐賀県公安委員会告示第6号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等を行うための運用に関する規程を次のように定める。

令和7年12月12日

佐賀県公安委員会委員長 岸川美和子

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等を行うための運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第3条から第6条まで及び第8条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等を行うための運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請等の手続)

第2条 規則第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

2 規則第3条第3項に規定する申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

3 規則第3条第4項に規定する公安委員会が定める場合は、警察本部長が指定する申請等ごとに、警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

(処分通知等の手続)

第3条 規則第4条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

2 規則第5条第1項第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、公安委員会等に届け出るものとする。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第4条 規則第6条に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、第2条第3項に規定する措置及び次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合においては、規則第3条第2項の申請等において行う氏名又は名称を入力する措置とする。

法令	規定
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条

第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）

第31条第1項

第32条

第33条第1項

第41条

（部分オンラインを利用する際、書面等に番号又は記号を表示する方法）

第5条 規則第8条第1項の場合において、規則第3条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。